

条例第 19 号

宇和島市漁港管理条例及び宇和島市水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市漁港管理条例及び宇和島市水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(宇和島市漁港管理条例の一部改正)

第1条 宇和島市漁港管理条例(平成17年条例第165号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は<u> </u>占用の許可を受けた者<u> </u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u> </u> (以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は<u>法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

(宇和島市水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 宇和島市水産基盤整備事業分担金徴収条例(平成17年条例第166号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(対象事業)</p> <p>第2条 この条例において賦課の対象とする水産基盤整備事業とは、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第4条に規定する事業(以下「事業」という。)をいう。</p> <p>2 前項の規定において、維持・補修及び集落排水処理施設整備に係る事業については、適用しない。</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第2条 この条例において賦課の対象とする水産基盤整備事業とは、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第4条に規定する事業(以下「事業」という。)をいう。</p> <p>2 前項の規定において、維持・補修及び集落排水処理施設整備に係る事業については、適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。